

飼養衛生管理支援システムの構築に向けて

令和 5 年 9 月 26 日
農林水産省 消費・安全局

MAFF
農林水産省

1. 1 背景

- 日本国内の畜産生産現場では、不十分な飼養衛生管理に起因する家畜の越境性疾病、常在病原体による疾病等が、生産性を押下げる主因の一つ。
- 疾病の発生予防は、感染源対策、感染経路対策及び感受性動物対策が基本。しかしながら、生産現場では、飼養衛生管理の意義や取組内容の普及が必ずしもできていない状況。
- さらに、生産現場には、飼養衛生管理に関連した病性鑑定、投薬履歴、と畜検査結果等の貴重な情報（データ）が、十分に連携・分析されていない状況。
- 一方で、家畜保健衛生所や自治体は、家畜伝染病予防法に基づく事務等の作業に追われ、本来果たすべき生産者支援の業務に大きな制約が存在。
- こうした現状を踏まえ、関係者からは、疾病予防に向けて、事務作業を省力化して質の高い衛生指導等に時間を仕向けつつ、疾病予防に向けた情報（データ）の迅速かつ効果的に利活用できないかとの声が多数寄せられているところ。

1. 2 生産現場に寄り添う成果を得るために

～本プロジェクトで大切にすること（作業ポリシー）～

制度面を含めて各業務の見直しを行い、最適化された業務をワークさせるために情報システムを活用する

- DXの理念を踏まえ、本システムでは他の手段に比べて労働負担をかけずに目的を達成する仕様とする
- 情報システムを導入する目的・効果を関係者皆で共有し、飼養衛生管理の向上を目指す
- 置かれた環境、新しい業務運用、導入の前提条件 などについて十分な理解と協力体制の構築を目指す

生産現場の声に耳を傾け新しい方法を追求する

- 電子化が負担になってはいけない、飼養衛生管理の向上に最短で到達する情報システムであることが大切
- 疾病発生等の有事が発生した場合には、本システムを活用して対応策の検討が十分に行える仕様とする
- 生産者が自発的に取り組むことがプロジェクトを成功に導くポイントであり、稼働当初は、利用者の使いやすさを最優先とするなど、生産現場に寄り添った仕様にするを基本とする

1. 3 本プロジェクトが目指すもの

- 安全な国産畜産物を安定的に供給するためには、生産性向上の足かせとなる家畜の疾病を予防すべく、我が国の「飼養衛生管理の向上」を図っていく必要。
- これに向けては、非効率な業務の見直しを図るほか、畜産衛生情報の効率的な収集・管理やデータの利活用、コミュニケーションの深化を通じ、飼養衛生管理の適切なゴールを示し、生産者がロードマップを明確に持てるよう支援体制を強化することが重要。
- こうした取組は、食料の安定供給はもとより、国産畜産物の輸出拡大、薬剤耐性の抑制と言ったグローバルな課題対応にも適うもの。

1. 4 本プロジェクトの位置づけ

政府計画

デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画の推進について（R5.6.9閣議決定）

- 目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が構造改革や個別の施策に取り組み、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるもの（デジタル庁ウェブサイトより抜粋）

デジタル社会の実現に向けた重点計画＜別冊＞ — II オンライン化を実施する行政手続の一覧等

18. 家畜伝染病予防法等に基づく報告、通報等

…デジタル技術を活用して畜産業の生産基盤強化を図り、安全な国産畜産物の安定供給体制を実現するため、…手続のオンライン化や、家畜の所有者、地方公共団体等の関係者間で飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に構築する。

政策群... **1. デジタル臨時行政調査会** **2. デジタル田園都市国家構想実現会議**（以下略）

デジタル田園都市国家構想基本方針（R4.6.7閣議決定）

・デジタル技術を活用して畜産業や養殖業の生産基盤強化を図るため、飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムの開発を開始するとともに…

農林水産省計画

デジタル社会の形成に向けた農林水産省中長期計画（R4.10.5農林水産省行政情報化推進委員会決定）

- デジタル社会の実現に向けた重点計画に基づき、農林水産省におけるデジタル社会の形成に向けた個別の情報システムに係る業務改革（BPR）、経費削減等の方針や投資等の取組の具体的内容を定めるもの

2(3) 農林水産省における情報システム関係主要プロジェクトの推進

社会的重要度や政策的重要性が高い情報システム、省の業務全体に及ぼす影響の大きいシステム等のプロジェクトを主要プロジェクトとして指定

ア. eMAFF **イ. eMAFF地図** **ウ. MAFFクラウド** **エ. 飼養衛生管理情報共有システム**（以下略）

1. 5 本プロジェクトの検討の進め方

真に関係者から利活用されるシステムを構築するため、「デジタルガバメント推進標準ガイドライン」に基づき、「あるべき姿」の実現に向けて、以下のステップで実施。

- ① 現場における、本質的な課題 (issue) の見極め
- ② 「業務見直し」、「システム化」の両面から、対応方向の検討 - 対応策の設計 を経て 対策を実行

- 関係者※へのヒアリングによる課題の把握
※計46者（生産者、生産者団体、獣医師及び関係団体、自治体（家畜保健衛生所・食肉衛生検査所）、医薬品販売店、飼料関係団体）
- 6つの業務分野※ごとに、提起された課題を整理
※**飼養衛生管理**、病性鑑定、予防的ワクチン接種、防疫措置、投薬、と畜検査・食鳥検査
→2章で紹介

- 「あるべき姿」の設定、段階的なシステム化計画
- ヒアリングで提起された課題に対する対応策の検討
→3章で紹介

- システムを活用した新業務全体像（R5開発着手部分）
- 制度面見直しも含めた業務最適化
- 新業務・システム整備の方針
→4章で紹介

